

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本自転車普及協会の定款第30条第1項に基づき、常勤役員報酬及び費用に関する事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員報酬は年俸とし、賞与は支給しない。

3 常勤役員については、通勤手当を支給する。

(報酬の支給基準)

第3条 常勤理事の報酬は、評議員会の決議により定めた「別表1」の年俸の範囲内の金額とし、各々の理事の年俸は会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 監事の報酬額については、評議員会の決議により定めた「別表2」の年俸の範囲内の金額とし、評議員会で決めるものとする。

(年俸の支給方法)

第4条 月の1日から末日までの期間につき、年俸の12分の1の額を、毎月20日に所得税その他法令で定められた額を控除して支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(新任、退任等における支給方法)

第5条 常勤役員として月の途中で就任した場合、又は月の途中で退任若しくは死亡した場合は、当該月においては日割り計算によって年俸を支給する。

附 則

この規程は、平成24年12月14日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

【別表第1】	常勤理事の年俸	
	会 長	14,000,000円
	専務理事	13,500,000円
	常務理事	13,000,000円
	常勤理事	12,000,000円

【別表第2】	常勤監事の年俸	
	監 事	8,000,000円